# 博多港港湾計画書(案)

一 軽易な変更 一

平成26年7月

博多港港湾管理者 福岡市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- · 平成 1 3 年 5 月 第 2 0 回博多港地方港湾審議会
- ・平成13年 7月 交通政策審議会第1回港湾分科会の議を経、その後の変更については、
  - · 平成 1 5 年 6 月 第 2 1 回博多港地方港湾審議会
  - · 平成 1 5 年 7 月 交通政策審議会第 7 回港湾分科会
  - · 平成 1 7 年 1 0 月 第 2 2 回博多港地方港湾審議会
  - ·平成17年11月 交通政策審議会第16回港湾分科会
  - · 平成 2 0 年 6 月 第 2 3 回博多港地方港湾審議会
  - 平成22年 2月 第24回博多港地方港湾審議会
  - 平成22年 3月 交通政策審議会第37回港湾分科会
  - · 平成 2 3 年 8 月 第 2 5 回博多港地方港湾審議会
  - · 平成 2 5 年 1 月 第 2 6 回博多港地方港湾審議会
  - 平成25年 5月 第27回博多港地方港湾審議会
  - 平成25年 6月 交通政策審議会第52回港湾分科会
  - · 平成 2 5 年 1 1 月 第 2 8 回博多港地方港湾審議会
- ・平成25年12月 交通政策審議会第54回港湾分科会 の議を経た博多港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

# 目 次

変更理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 港湾環境整備施設計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 土地造成及び土地利用計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 港湾の効率的な運営に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 臨海部物流拠点の形成を図る区域	

# 変 更 理 由

アイランドシティ地区において、臨海部物流拠点の形成を促進する観点から、土地利用計画および港湾環境整備施設計画を変更するとともに、 臨海部物流拠点の形成を図る区域を変更する。

#### 港湾環境整備施設計画 1

港湾環境整備施設について、以下のとおり計画を変更する。

アイランドシティ地区 緑地 15ha[既定計画の変更計画]

既定計画アイランドシティ地区緑地 16ha

## 2 土地造成及び土地利用計画

### (1) 土地利用計画

アイランドシティ地区において、臨海部物流拠点の形成促進と良好な港湾環境の形成を図る観点から、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
アイランドシティ	(72)	(98)		(26)	(35)	(231)
地区	72	98	156	26	51	403

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、 特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## 3 港湾の効率的な運営に関する事項

#### (1) 臨海部物流拠点の形成を図る区域

産業構造の変化、港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流 拠点の形成を促進するため、以下の区域において、次のとおり計画 を変更する。

#### アイランドシティ地区

国際海上コンテナ輸送等に係る貨物の輸送及び保管、荷さばき、 流通加工等に係る業務を行う施設を集積し、埠頭と一体的に、埠 頭の機能の一層の強化を図る区域をアイランドシティ地区に配置 する。

水深15m 岸壁1バース 延長350m 「既設」

水深14m 岸壁1バース 延長330m 「既設」

水深11m 岸壁1バース 延長190m 「既設」

水深7.5m 岸壁4バース 延長520m [既設]

埠頭用地 54ha(うち48ha既設)[既定計画]

港湾関連用地 64ha(うち36ha既設)[既定計画の変更計画]

交通機能用地 9 h a [既定計画]



